

太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 28 号

太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例

太子町学校施設使用条例(平成 13 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「太子町立学校施設（以下「学校施設」という。）」を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条及び社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 44 条の規定に基づく町立学校の施設」に改める。

第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条を削る。

第 14 条（見出しを含む。）中「立ち入り」を「立入り」に、「校長」を「校園長」に改め、同条を第 16 条とする。

第 13 条中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 許可を受けた使用目的以外の使用をしないこと。

第 13 条第 8 号中「委員会」の次に「及び校園長」を加え、同条を第 15 条とする。

第 12 条を第 14 条とする。

第 11 条第 3 項中「校長」を「校園長」に改め、同条を第 13 条とする。

第 10 条を第 12 条とする。

第 8 条及び第 9 条を削る。

第 7 条中「受けた者」を「受けた団体の代表者」に、「一に」を「いずれかに」に、「取り消し」を「取消し」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（使用料）

第 10 条 使用者は、第 7 条に基づく許可を受けた使用時間に応じて別表 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、第 6 条第 2 号及び第 3 号に規定する使用種別に基づき使用する場合においては、使用者の願により町長は後納させることができる。

（使用料の減免）

第 11 条 町長が、特別な理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

第 6 条中「委員会」の次に「、前条の規定にかかわらず」を加え、同条第 2 号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第 9 号中「校長」を「校園長」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号本文中「30 分」を削り、同号ただし書を削り、同条第 2 項中「開放学校」を「学校施設」に改め、同条を第 5 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(使用種別)

第 6 条 学校施設の使用種別は、次の各号のとおりとする。

- (1) 単発使用 1 日又は連続した複数日に学校施設を使用するもの
- (2) 特定期間使用 7 ヶ月未満の期間において、定期的に学校施設を使用するもの
- (3) 年間使用 7 ヶ月以上の期間において、定期的に学校施設を使用するもの
(許可)

第 7 条 学校施設を使用しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 代表者の住所、職名及び氏名
- (2) 使用の目的
- (3) 使用の日時
- (4) 団体の構成員名簿

2 学校施設は、1 時間単位で 사용할 ことができる。ただし、1 日につき 2 時間を下限とする。

3 施設の使用許可は、次の各号に掲げる全てを満たす場合に限り与えるものとする。

- (1) 団体の構成員に世帯が異なる町内者 6 人以上が含まれる場合。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。
- (2) 団体の監督者として成人が含まれる場合
- (3) 団体の構成員を広く募集している場合。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

第 3 条を削り、第 5 条の前に次の 1 条を加える。

(使用の範囲)

第 4 条 学校施設の使用の範囲は、別表 1 のとおりとする。

第 2 条 1 項中「教育委員会」を「太子町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第 2 項中「施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長」を「施設の開放を行う学校の長（以下「校園長」という。）」に改め、同

条を第 3 条とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 学校施設 学校教育法第 1 条に規定する学校の建物及び土地をいう。

(2) 町内者 太子町内に在住又は在勤若しくは在学する者をいう。

別表 1 及び別表 2 を次のように改める。

別表 1 (第 4 条関係)

学校名	学校施設名
龍田小学校	体育館、運動場
斑鳩小学校	体育館、運動場
太田小学校	体育館、運動場
石海小学校	体育館、運動場
太子西中学校	体育館、運動場、柔道場、剣道場、卓球場
太子東中学校	体育館、運動場、武道場、卓球場
斑鳩幼稚園	遊戯室、園庭
太田幼稚園	遊戯室、園庭
石海幼稚園	遊戯室、園庭

別表 2 (第 10 条関係)

学校施設名	単位	使用料
体育館 (全面)	1 時間	600 円
体育館 (半面)	1 時間	300 円
遊戯室	1 時間	200 円
運動場	1 時間	200 円
園庭	1 時間	100 円
柔道場・剣道場・武道場	1 時間	400 円
卓球場	1 時間	300 円

別表 3 中「第 10 条」を「第 12 条」に、「教育委員会」を「町長」に改め、同表に次の備考を加える。

備考 運動場又は園庭の使用において、天候不良を理由とする場合に限り、使用者が使用する日の前日までに使用の取消しを申し出ることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の太子町学校施設使用条例の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料

については、なお従前の例による。